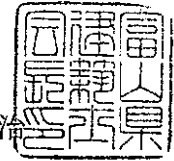


平成21年 7月 30日

南砺市長 田中 幹夫 殿

社団法人 富山県建築士会
会 長 押 田 洋



社団法人 富山県建築士事務所協会
会 長 近 江 吉



社団法人 日本建築家協会
北陸支部富山地域
会 長 青 山 善 嗣



新業務報酬基準制定に伴う、公共建築物の
設計等業務発注に係る要望

平成17年に発覚した構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応として、旧業務報酬基準（昭和54年建設省告示第1206号）の見直しが行われ、平成21年1月7日に建築士事務所の業務実態を踏まえた新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）が告示されました。

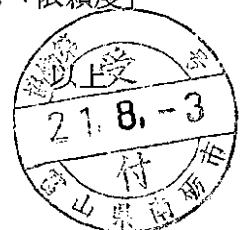
この業務報酬基準は、業務報酬の合理的かつ適正な算定に資することにより、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施の推進に資するものであります。貴市の設計・工事監理業務の発注にあたっては、新しい業務報酬基準を尊重し、遵守され、建築設計・工事監理等の業務報酬が合理的かつ適正に算定されますよう要望いたします。

また、国土交通省では新しい業務報酬基準の告示に合わせ、4月1日に「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定が行われ、これまでの積算要領にあった「依頼度」の規定は全面的に見直し削除され、代わって設計等業務のうち受託者に委託しない業務を業務委託契約書等に明記する場合に限り、当該業務内容相当の業務量を差し引くことができるとするもので、貴市におかれましても、従来から公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたって慣例的に行われていた「依頼度」の規定を見直し削除され、この新しい方式を採用していただきますよう要望いたします。

これらのことについて、全国組織である建築関係三団体（日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会）は、別添のとおり同様の新業務報酬基準の遵守及び自治体における積算要領の見直しに関し、全国的な共同要望運動を展開しているところであります。貴市におかれましては、この要望趣旨をご理解のうえ、建築物の設計・工事監理業務の発注にあたり、下記について実効性ある措置をお願い申し上げます。

記

- 一、公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、新業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）を尊重し、遵守すること
- 一、国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定により「依頼度」の規定が削除されましたので、貴市が発注する公共建築物の設計・工事監理業務につきましても「依頼度」を削除すること



新業務報酬基準制定に伴う、地方自治体の
公共建築物の設計等業務発注に係る要望

社団法人 日本建築士会連合会
会 長 藤 本 昌 也
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会 長 三 栖 邦 博
社団法人 日本建築家協会
会 長 出 江 寛

公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われますよう強く要望いたします。

また、発注の際、従来から慣例的に行われている「依頼度」の規定につきましては、先般改定された国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」でその考え方が全面的に見直され、削除されました。各自治体におかれましては、自治体の積算要領等においても、「依頼度」の規定を見直し、削除していただき、明確に発注内容を業務委託契約書等において示していただきますよう要望いたします。

業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法等を国土交通大臣が告示で示したものです。建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。

平成17年末に発生した構造計算書偽装問題を踏まえ、平成18年8月に取りまとめられた社会資本整備審議会答申において、旧業務報酬基準（昭和54年建設省告示第1206号）の実効性のある見直しが指摘され、建築士事務所に対する実態調査等を行った上、平成21年1月7日に告示第1206号が廃止され、新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）が定められました。

つきましては、新しい業務報酬基準の意義を十分理解され、その実効性を高めるためにも、地方自治体における公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、これを尊重し、遵守されますよう強く要望いたします。

また、新しい業務報酬基準の制定に合わせ、国土交通省では4月1日に「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定が行われ、これまでの積算要領にあった「依頼度」の規定は全面的に見直され、削除されました。代って設計等業務のうち受託者に委託しない業務を業務委託契約書等に明記する場合に限り、当該業務内容相当の業務量を差し引く方式に変わりました。

従来から公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたって慣例的に行われている「依頼度」につきましては、業務量全体に関して単純にあらかじめ統一的な係数が設定されている場合が往々にしてありましたが、これは不適切なものであり、地方自治体によっては、「依頼度」の趣旨が正しく理解されずに運用され、結果的に業務報酬の安易な値切りに使われるなどの例もありました。

上述のように国においては「依頼度」の規定は見直され、削除されましたので、地方自治体の積算要領等におかれましても、この主旨を踏まえ「依頼度」の規定を見直し、削除していただき、新しい方式に基づいて的確に履行していただきますよう要望いたします。

平成 21年 7 月 30 日

南 砺 市 長

田 中 幹 夫 殿

要 望 書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、以下のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

会 長 三 栖 邦



社団法人 富山県建築士事務所協会

会 長 近 江 吉



公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われま
すよう強く要望いたします。

また、発注の際、従来から慣例的に行われている「依頼度」の規定につきましては、
先般改定された国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」でその考え方が
全面的に見直され、削除されました。各自治体におかれましては、自治体の積算要
領等においても、「依頼度」の規定を見直し、削除していただき、明確に発注内容
を業務委託契約書等において示していただきますよう要望いたします。

業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事
監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法等を国土交通大臣が告示で示したものです。
建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実
施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。

平成17年末に発生した構造計算書偽装問題を踏まえ、平成18年8月に取りまとめられた
社会資本整備審議会答申において、旧業務報酬基準（昭和54年建設省告示第1206号）の
実効性のある見直しが指摘され、建築士事務所に対する実態調査等を行った上、平成21年
1月7日に告示第1206号が廃止され、新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第
15号）が定められました。

つきましては、新しい業務報酬基準の意義を十分理解され、その実効性を高めるためにも、
地方自治体における公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、これを尊重し、
遵守されますよう強く要望いたします。

また、新しい業務報酬基準の制定に合わせ、国土交通省では4月1日に「官庁施設の設計
業務等積算要領」の改定が行われ、これまでの積算要領にあった「依頼度」の規定は全面的
に見直され、削除されました。代って設計等業務のうち受託者に委託しない業務を業務委託
契約書等に明記する場合に限り、当該業務内容相当の業務量を差し引く方式に変わりました。

従来から公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたって慣例的に行われている「依
頼度」につきましては、業務量全体に関して単純にあらかじめ統一的な係数が設定されて
いる場合が往々にしてありましたが、これは不適切なものであり、地方自治体によっては、「依
頼度」の趣旨が正しく理解されずに運用され、結果的に業務報酬の安易な値切りに使われ
るなどの例もありました。

上述のように国においては「依頼度」の規定は見直され、削除されましたので、地方自治
体の積算要領等におかれましても、この主旨を踏まえ「依頼度」の規定を見直し、削除して
いただき、新しい方式に基づいて的確に履行していただきますよう要望いたします。

公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望いたします。

平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」）に基づく基本方針では、「公共工事に関する調査・設計の契約にあたっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある」とされ、「技術提案による価格と品質が総合的に優れた内容の契約」、「技術者の経験やその成績評定結果の適切な審査・評価」など七項目にわたり内容が示されています。

また、平成19年には、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進する「環境配慮契約法」が施行され、国、独立行政法人の発注する建築物の設計についても、原則的に「環境配慮型プロポーザル」とすると規定されました。

このような状況の中、まだ多くの地方自治体では、残念ながら公共建築物の設計・工事監理業務の発注において価格競争による入札方式が採用され、特に近年においては、厳しい経済状況の中、さらなる低価格入札が生じております。価格による設計者選定は、設計等の業務の品質低下を招き、ひいては建築物の品質の低下につながる恐れがあり、品確法や環境配慮契約法の主旨にも反することになります。

社会資産としての公共建築物は、質の高いものでなければならないことは当然のことであり、建築設計等の業務は、その品質により建築物の質を大きく左右するものであります。従いまして、建築物の設計・工事監理業務の発注につきましては品確法の主旨に則り、価格以外の要素を考慮した設計者の選定方式を採用されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

公共建築物の設計業務の発注に際しては、委託先の建築士事務所の選定について、構造設計／設備設計一級建築士の有無による不利益な状況が生じないよう適正な対応を要望します。

平成17年末に発生した構造計算書偽装事件を契機に、建築士法の大幅な改正が行われ、平成20年11月28日に施行された規定により、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士制度が創設され、高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計に関し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または、法適合確認を行う）の義務付けが、本年5月27日以降の建築確認申請から適用されることとなりました。

同制度については、これまで取得した資格者の数が十分とは言えず、特に地域によっては設計業務に従事する資格者が極端に少ないなどの資格者の地域偏在等により、構造設計／設備設計一級建築士の確保が大きな課題となっており、地方部を中心に資格者の不足による建築設計業務の停滞や混乱が懸念されております。このため、国土交通省ではその円滑な施行に向け建築設計サポートセンターの設置などの各種施策に取り組んでいるところであり、都道府県の建築士事務所協会でも国の施策に協力し、都道府県建築設計サポートセンターを設置し、資格者リスト・協力事務所リストの閲覧等、最大限の協力をしているところです。

このような状況を十分ご理解いただき、公共建築物の設計の発注に際しまして、構造設計／設備設計一級建築士のいない建築士事務所が不利益になる状況が生じないよう適正な対応を要望いたします。

建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望いたします。

平成 17 年末に発生した構造計算書偽装事件では、建築士事務所の信頼性が極めて損なわれ、建築士事務所の損害賠償責任についての担保の重要性が指摘されました。その結果、平成 18 年 6 月の改正建築士法では第 24 条の 6「書類の閲覧」の条文に「建築士事務所の開設者は、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類を閲覧させなければならない」旨規定されました。

このように賠償責任保険への加入等への措置は極めて重要なことであり、建築士事務所の保険への加入促進は建築主に対する義務を果たすとともに、建築士事務所の経営基盤の安定のため、欠かすことのできない施策になっていくことと考えます。

従いまして、公共建築物の建築設計・工事監理業務の発注にあたりまして、建築士事務所の賠償責任保険の加入状況を十分考慮のうえ、選定がなされるよう要望いたします。